



佐賀県公報

平成21年
3月25日
(水曜日)
号外第3号

(◎印は、県例規集に搭載するもの)

目次

条 例

佐賀県知事の給料の特例に関する条例

(二八・職員課) 一

公布された条例のあらまし

○佐賀県知事の給料の特例に関する条例(条例第二十八号)

- 1 平成二十一年四月に支給する知事の給料の額について、佐賀県知事等の給与の特例に関する条例第一条に定める額から佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例別表第一に掲げる知事の給料月額に一〇〇分の五〇を乗じて得た額を減じた額とすることとした。
- 2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

○ 条 例

佐賀県知事の給料の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第二十八号

佐賀県知事の給料の特例に関する条例

平成二十一年四月に支給する知事の給料の額については、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第七号)第三条第一項及び佐賀県知事等の給与の特例に関する条例(平成十九年佐賀県条例第五十八号)第一条の規定にかかわらず、同条に定める額から佐賀県特別職の職

員及び教育長の給与等に関する条例別表第一に掲げる知事の給料月額に百分の五十を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

購読料
申込先
一か年三二、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十一年三月二十五日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社